

広島県人事委員会
委員長 船木 孝和 様

広島県関係職員団体三者共闘会議
議長 頼信 直枝

人事院は8月8日、国家公務員の給与等に関して、初任給を大幅に引き上げるとともに全職員の俸給月額の上昇、一時金 0.10 月分の引上げ勧告を行いました。昨年に引き続く全世代での月例給の引上げについては、人材確保の観点からも一定評価はできますが、若年層と中高年層の改定率に極めて大きな格差があることについては不満が残ります。

「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」の措置内容について、①月例給について新卒初任給及びその周辺の俸給月額の上昇等、②一時金について勤勉手当における「特に優秀」区分の成績率上限の引上げ等、③手当について地域手当の都道府県単位での大きくくり化のもとでの級地区分及び支給割合の見直し等が盛り込まれました。

貴職におかれましては、人事委員会が労働基本権制約の代償機関であることを改めて認識され、本県の実情を精確に把握・分析したうえで、公民較差を解消する勧告を行うとともに、「給与制度のアップデート」は、国の制度変更を画一的に強制しないよう求めます。そして、組合員の切実な要求を踏まえ、次のことの実現のため最大限努力されるよう強く要請します。

◆ 要 請 事 項 ◆

1. 積極的な賃金の引上げ、労働条件を向上させる勧告を行うこと。
2. 公民較差を精確に把握するとともに、給料表の改善を中心に公民較差を解消すること。
3. 「給与制度のアップデート」については、国の制度を画一的に強制することなく、地域の実情及び職員の職務や生活実態を踏まえ、関係組合との十分な交渉・協議に基づいて対応すること。
4. 広島県独自の給与制度の課題を解消する勧告を行うこと。
5. 複線型人事管理を実施すること。
6. 長時間労働の是正とメンタルヘルス不全の解消策を示すこと。
7. 育児、介護に係る制度の充実に向けた勧告を行うこと。
8. 高齢層職員の多様な働き方を保障するための環境整備を行うこと。
9. 再任用職員の処遇を改善する勧告を行うこと。
10. 臨時的任用職員・会計年度任用職員の処遇を改善する勧告を行うこと。
11. 通勤経路を実態に即した認定とし、通勤費の持ち出しを解消する勧告を行うこと。

(支区： 分会：)

名 前	私 の 要 求

単組：広島県教職員組合